

## 国立大学法人分科会（官民競争入札等監理委員会）の開催について

官民競争入札等監理委員会 国立大学法人分科会が開催（4月8日）されたが、今後、官民競争入札等監理委員会等の議論を踏まえ、内閣総理大臣（内閣府）は国立大学法人の業務運営の改善等を求める22年度の公共サービス改革基本方針案を作成し、6月中に閣議決定を求める予定。

### <第8回 国立大学法人分科会（4月8日）の評価結果>

出席：田村 大臣政務官  
本田 主査（JT相談役）  
前原 副主査（経済同友会幹事）ほか  
徳永 文部科学省 高等教育局長  
議題：国立大学法人（86校）の施設管理業務、  
図書館運営業務等

#### - 評価結果 -

- 1 法人化して6年経過した国立大学法人（86校）の経営改善のスピードを速める必要がある。現状は、国の行政機関が公共サービス改革法等により施設管理等の経営の改善を行なうのと比べて遅れている。
- 2 国立大学法人は施設管理業務の一般競争入札の導入、契約の複数年度化等を進めるべきである。
- 3 法人化後、各大学が少額随意契約の上限額を引き上げたが、中央省庁と同じ水準の100万円まで引き下げる必要がある。
- 4 図書館運営も民間委託すべき業務を切り分けて民間委託すべき。

### これまでの公共サービス改革の成果

これまで官民競争入札等監理委員会の議を経て、96事業で官民競争入札等の導入を決定、68事業で入札が終了しており、1年当たり約182億円（約341億円→約159億円）の経費削減効果が実現している。

### 新政権発足後の取組による施設・公物管理分野の成果

昨年秋以降の新政権発足後の取組により、霞ヶ関8庁舎等の施設管理で年間80億円、道路、河川・ダム、国営公園、空港施設、国有林、警察通信等公物管理の分野で年間1,000億円の規模の事業が今後、公共サービス改革基本方針に盛り込まれて新たな対象事業となる見込みである。

### 国立大学法人の分野における取組

- 内閣府公共サービス改革推進室は全国立大学法人の施設管理業務、図書館運営業務の民間委託の状況等について調査し、その評価結果を今般公表。
- 国立大学法人分科会は本年1月から2月にかけて首都圏の7大学（東京大学、東京医科歯科大学、東京学芸大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、一橋大学、政策研究大学院大学）の経営改善の取組状況、施設管理及び図書館事務の民間委託の状況について各大学からヒアリングを行い、要改善事項等の結果が内閣府ホームページに公開。

契約の複数年度化や包括化が進まない大学、少額随意契約の上限のは正が進まない大学への運営交付金の配分は、削減すべきではないか？

**今般の内閣府の評価結果を文部科学省、国立大学法人評価委員会が運営交付金の検討に反映するよう要請。**

## 国立大学法人の施設管理業務、図書館運営業務等への評価の総括

平成22年4月 内閣府公共サービス改革推進室

国立大学法人86校が教育研究費を確保していくためには、経営の改善により経常経費を削減していくことが重要。

大学本部財務課等経営改善の中枢部局が担う施設管理業務の現状を内閣府は調査。



### 中央省庁と比べて、法人化して6年経過した国立大学の経営の改善のスピードは遅い。

国の中省庁の施設で公共サービス改革法に基づく複数年度の包括的な民間委託等の取組が進んでいるのに対し、国立大学法人の施設管理業務の民間委託の取組は限定的なものにとどまっている。

- ・国の中省庁の施設として、霞ヶ関の8庁舎、防衛省市ヶ谷地区等庁舎、関東財務局の管理庁舎の一部、東京税關の管理庁舎の一部、東京国税局の管理庁舎の一部が公共サービス改革法に基づく複数年度（3年から5年）の包括的な民間委託等を23年4月から予定。

- ✓ 国立大学法人への一般競争入札の導入は進展しており、個々の国立大学法人の施設管理の全契約に占める一般競争入札のシェア（金額ベース）の86校の平均は87.8%。
- ✓ 他方、国立大学法人の全契約に占める複数年度化契約のシェア（金額ベース）の86校の平均は43.7%であり、あまり進んでいない。
  - ・契約の複数年度化は、契約期間が長期間な程、民間企業は初期投資の回収が容易となるためその参入意欲を高め、結果的に単年度契約よりも価格も低下することになる施策。また、行政機関の入札事務のコストを1回に軽減できる施策である。

※ただし、地方の情報格差、各地方の特殊性への考慮は重要。改革には大学当局のマネジメントのリーダーシップの発揮が不可欠だが、業務を包括化した民間委託を実現するための情報やノウハウが不足していることが課題

## 国立大学法人の施設管理業務の改善の推進状況のランキング

各大学の施設管理業務の改善の推進状況の順位付けを、一般競争入札の全契約額に占めるシェア、複数年度化の全契約額に占めるシェア及び少額の随意契約の上限額を用いて試算。

### <上位10大学>

順位	大学名	合計点	(一般競争入札)	(複数年度化)	(少額随意契約)
1	奈良先端科学技術大学院大学	181.4	96.4	100.0	▲15
2	政策研究大学院大学	178.3	91.6	91.6	▲5
3	千葉大学	169.6	99.2	85.4	▲15
4	茨城大学	168.9	93.9	100.0	▲25
5	奈良女子大学	167.5	90.0	90.0	▲12.5
6	宮城教育大学	165.8	95.3	75.5	▲5
7	東京海洋大学	163.2	95.5	77.7	▲10
8	滋賀医科大学	158.9	99.1	74.8	▲15
9	高知大学	155.5	95.8	84.7	▲25
10	静岡大学	154.7	98.0	66.8	▲10

### <下位10大学>

順位	大学名	合計点	(一般競争入札)	(複数年度化)	(少額随意契約)
77	滋賀大学	71.3	77.0	4.4	▲10
78	長岡技術科学大学	70.5	95.5	0.0	▲25
79	京都大学	70.4	67.9	52.5	▲50
80	宮崎大学	70.1	95.1	0.0	▲25
81	東京農工大学	69.6	80.2	14.3	▲25
82	東京医科歯科大学	65.1	81.6	8.5	▲25
83	富山大学	65.0	83.1	6.9	▲25
84	帯広畜産大学	60.3	81.6	3.7	▲25
85	大阪大学	55.1	94.8	10.3	▲50
86	和歌山大学	50.0	33.5	41.5	▲25

旧帝大など大規模な総合大学は相対的に下位にある。

### <Aグループ（大規模大学）>

順位	大学名	合計点
3	千葉大学	169.6
13	筑波大学	149.8
14	岡山大学	148.8
23	名古屋大学	133.2
24	新潟大学	131.6
27	神戸大学	129.9
30	東北大学	126.5
32	広島大学	124.3
40	北海道大学	111.4
46	東京大学	104.5
47	九州大学	99.3
79	京都大学	70.4
85	大阪大学	55.1

(注) Aグループとは、「国立大学法人の財務分析上の分類」のうち、学生収容定員1万人以上、学部等数概ね10学部以上の国立大学法人（学群、学類制などの場合は、学生収容定員のみ）

(注) 各大学における一般競争入札の全契約額に占めるシェアと複数年度化のシェアを単純に足し合わせて合計点から、少額随意契約の上限額を点数化（÷20）したものと引いて算出。

## 国立大学法人における少額随意契約の上限額

法人化後、大部分の大学（86校中80校）が少額随意契約の上限額を引き上げた（東京大学、京都大学、大阪大学は1,000万円）が、中央省庁と同じ水準の100万円まで引き下げる必要がある。

- （注）・随意契約の公表基準は東京大学が500万円以上、京都大学と大阪大学は1,000万円以上となっており、納税者がチェックができず不透明。  
・国立大学法人は国家公務員倫理法の対象外。  
・理化学研究所、国立病院機構等の独立行政法人は中央省庁と同じ100万円の水準。

### ＜高い少額随意契約の上限額のメリットとデメリット＞

高い少額随意契約の上限額は、職員の負担の大きい煩雑な入札手続を省略できる等のメリットがあるものの、上限額が引き上げられると、民間企業と不適切な関係を生じるリスクとその取締コスト等が増加する。また、財政難を理由に経常経費や定員の削減の影響を受ける中央省庁や独立行政法人（研究機関や医療機関を含む）が多い中で、国立大学法人のみが随意契約の範囲を拡大する特別な優遇が認められている合理的な根拠が乏しい等のデメリットがある。

随意契約の範囲が拡がると、国立大学法人の経営の効率化の意欲が減退し、随意契約の増加によりマネジメント能力が低下するリスクも生じる。

#### 事例1（東京大学）

▶事業規模が大きく、また、定員も最大規模のため比較的余裕があると他の国立大学法人から看做されている大学が、「上限額が引き下げられると現在の職員では対応できない」、「500万円から1,000万円の随意契約の場合は、公開見積合せを行なっている」（注：通常の行政官庁でも随意契約の際には事前に「見積合せ」をするのが一般的であり、「公開見積合せ」を理由に、他の機関よりも特に高額な随意契約を締結することを正当化するのは困難。）と公開の場で発言（官民競争入札等監理委員会国立大学法人分科会(22年2月15日)）。

#### 事例2（京都大学）

▶少額の随意契約の上限が1,000万円である大学が、一般競争入札は全契約の67.9%にとどまり、随意契約の比率が高い。  
▶施設管理全体の契約数133と随意契約の数110はともに国立大学法人の中で最も多い（契約数の参考：東京大学50、一橋大学7）。  
▶施設管理契約を包括化せず、部局単位で個別に契約を締結している事例が多い。

#### 事例3（大阪大学）

▶少額の随意契約の上限が1,000万円である大学であるが、全契約の94.8%に一般競争入札の導入を実現している。  
▶他方、契約の複数年度化は10.3%に止まり、その理由を「仕様の変更等が多いため複数年契約には馴染まないことと、競争原理を活かし、より安価な契約を締結することが考えられるため。」とし、定員に余裕があるため入札手続の省略に着手できていない。また、複数年度化により民間企業へ参入のインセンティブを与える発想や複数年度化が進む他の大学と比較する観点が無い。

**国立大学法人の施設管理業務の改善の推進状況の順位**  
 (一般競争入札+複数年度化ー少額随意契約の上限額)

順位	大学名	合計点 (一般競争 入札)	(複数年 度化) (少額隨 意契約)	順位	大学名	合計点 (一般競争 入札)	(複数年 度化) (少額隨 意契約)			
1	奈良先端科学技術大学院大学	181.4	96.4	100.0	▲15	44 京都工芸繊維大学	106.7	89.2	32.5	▲15
2	政策研究大学院大学	178.3	91.6	91.6	▲5	45 長崎大学	105.3	93.9	36.4	▲25
3	千葉大学	169.6	99.2	85.4	▲15	46 東京大学	104.5	85.1	69.4	▲50
4	茨城大学	168.9	93.9	100.0	▲25	47 九州大学	99.3	89.6	34.7	▲25
5	奈良女子大学	167.5	90.0	90.0	▲12.5	48 奈良教育大学	98.5	68.6	44.9	▲15
6	宮城教育大学	165.8	95.3	75.5	▲5	49 埼玉大学	98.3	81.7	41.6	▲25
7	東京海洋大学	163.2	95.5	77.7	▲10	50 山形大学	97.2	54.6	67.6	▲25
8	滋賀医科大学	158.9	99.1	74.8	▲15	51 山梨大学	96.0	84.6	36.5	▲25
9	高知大学	155.5	95.8	84.7	▲25	52 佐賀大学	94.9	98.1	21.9	▲25
10	静岡大学	154.7	98.0	66.8	▲10	53 宝藍工業大学	93.9	57.0	61.8	▲25
11	東京芸術大学	152.9	88.2	89.7	▲25	54 京都教育大学	92.7	76.3	31.4	▲15
12	愛媛大学	152.0	93.7	83.3	▲25	55 篠波技術大学	92.3	64.2	38.0	▲10
13	筑波大学	149.8	98.0	76.8	▲25	56 総合研究大学院大学	90.0	100.0	0.0	▲10
14	岡山大学	148.8	92.2	81.6	▲25	57 小樽商科大学	89.9	84.1	20.8	▲15
15	愛知教育大学	146.5	82.5	74.0	▲10	58 東京工業大学	89.2	89.5	9.7	▲10
16	徳島大学	144.9	90.7	79.2	▲25	59 信州大学	87.2	94.1	18.1	▲25
17	旭川医科大学	142.8	78.2	89.6	▲25	60 鹿屋体育大学	87.1	80.8	11.3	▲5
18	豊橋技術科学大学	142.6	87.3	65.2	▲10	61 名古屋工業大学	86.3	94.2	2.1	▲10
19	一橋大学	141.5	100.0	56.5	▲15	62 北陸先端科学技術大学院大学	86.1	95.9	15.2	▲25
20	宇都宮大学	141.1	96.2	54.9	▲10	63 兵庫教育大学	85.0	100.0	0.0	▲15
21	福岡教育大学	137.0	100.0	52.0	▲15	64 群馬大学	84.4	74.8	19.5	▲10
22	横浜国立大学	136.0	97.8	63.3	▲25	65 秋田大学	84.3	82.4	26.9	▲25
23	名古屋大学	133.2	95.2	63.0	▲25	66 岐阜大学	83.6	95.5	13.0	▲25
24	新潟大学	131.6	93.4	63.1	▲25	67 北海道教育大学	82.6	100.0	7.6	▲25
25	香川大学	130.4	97.7	57.8	▲25	68 福井大学	82.1	96.5	10.6	▲25
26	三重大学	130.4	98.7	56.7	▲25	69 北見工業大学	81.2	53.1	53.1	▲25
27	神戸大学	129.9	83.9	71.0	▲25	70 熊本大学	81.2	76.4	29.8	▲25
28	鹿児島大学	128.4	79.3	74.2	▲25	71 琉球大学	80.8	95.1	10.7	▲25
29	上越教育大学	127.6	100.0	32.6	▲5	72 弘前大学	79.6	87.2	2.4	▲10
30	東北大学	126.5	84.3	67.3	▲25	73 福島大学	75.7	89.7	1.0	▲15
31	九州工業大学	125.0	100.0	30.0	▲5	74 大阪教育大学	74.3	83.3	16.1	▲25
32	広島大学	124.3	88.7	60.7	▲25	75 電気通信大学	72.8	97.8	0.0	▲25
33	島根大学	122.7	95.9	51.8	▲25	76 東京外国语大学	71.4	82.5	13.9	▲25
34	岩手大学	121.3	85.5	60.9	▲25	77 滋賀大学	71.3	77.0	4.4	▲10
35	お茶の水女子大学	118.3	85.6	57.7	▲25	78 長岡技術科学大学	70.5	95.5	0.0	▲25
36	山口大学	116.0	96.5	44.5	▲25	79 京都大学	70.4	67.9	52.5	▲50
37	鳥取大学	113.4	100.0	38.4	▲25	80 宮崎大学	70.1	95.1	0.0	▲25
38	東京学芸大学	113.3	91.3	47.0	▲25	81 東京農工大学	69.6	80.2	14.3	▲25
39	浜松医科大学	111.9	74.6	62.3	▲25	82 東京医科歯科大学	65.1	81.6	8.5	▲25
40	北海道大学	111.4	78.1	58.3	▲25	83 富山大学	65.0	83.1	6.9	▲25
41	鳴門教育大学	110.9	86.2	29.7	▲5	84 帯広畜産大学	60.3	81.6	3.7	▲25
42	大分大学	108.7	94.9	38.9	▲25	85 大阪大学	55.1	94.8	10.3	▲50
43	金沢大学	107.3	96.8	35.6	▲25	86 和歌山大学	50.0	33.5	41.5	▲25

(注) 各大学における一般競争入札の全契約額に占めるシェアと複数年度化のシェアを単純に足し合わせて合計点から、少額随意契約の上限額を点数化(÷20)したものを持って算出。

国立大学法人の役務等の契約における随意契約少額基準について

(単位:万円)

NO	大学分類	大学名	金額	NO	大学分類	大学名	金額
1	A	北海道大学	500	44	A	名古屋大学	500
2	E	北海道教育大学	500	45	E	愛知教育大学	200
3	B	室蘭工業大学	500	46	B	名古屋工業大学	200
4	C	小樽商科大学	300	47	B	豊橋技術科学大学	200
5	B	帯広畜産大学	500	48	G	三重大学	500
6	D	旭川医科大学	500	49	C	滋賀医科大学	200
7	B	北見工業大学	500	50	D	滋賀医科大学	300
8	G	弘前大学	200	51	A	京都大学	1,000
9	H	岩手大学	500	52	E	京都教育大学	300
10	A	東北大学	500	53	B	京都工芸繊維大学	300
11	E	宮城教育大学	100	54	A	大阪大学	1,000
12	G	秋田大学	500	55	E	大阪教育大学	500
13	G	山形大学	500	56	E	兵庫教育大学	300
14	C	福島大学	300	57	A	神戸大学	500
15	H	茨城大学	500	58	E	奈良教育大学	300
16	A	筑波大学	500	59	H	奈良女子大学	250
17	H	宇都宮大学	200	60	H	和歌山大学	500
18	G	群馬大学	200	61	G	鳥取大学	500
19	H	埼玉大学	500	62	G	島根大学	500
20	A	千葉大学	300	63	A	岡山大学	500
21	A	東京大学	1,000	64	A	広島大学	500
22	D	東京医科歯科大学	500	65	G	山口大学	500
23	C	東京外國語大学	500	66	G	徳島大学	500
24	E	東京学芸大学	500	67	E	鳴門教育大学	100
25	B	東京農工大学	500	68	G	香川大学	500
26	C	東京芸術大学	500	69	G	愛媛大学	500
27	B	東京工業大学	200	70	G	高知大学	500
28	B	東京海洋大学	200	71	E	福岡教育大学	300
29	H	お茶の水女子大学	500	72	A	九州大学	500
30	B	電気通信大学	500	73	B	九州工業大学	100
31	C	一橋大学	300	74	G	佐賀大学	500
32	H	横浜国立大学	500	75	G	長崎大学	500
33	A	新潟大学	500	76	G	熊本大学	500
34	B	長岡技術科学大学	500	77	G	大分大学	500
35	E	上越教育大学	100	78	G	宮崎大学	500
36	G	富山大学	500	79	G	鹿児島大学	500
37	G	金沢大学	500	80	B	鹿屋体育大学	100
38	G	福井大学	500	81	G	琉球大学	500
39	G	山梨大学	500	82	F	北陸先端科学技術大学院大学	500
40	G	信州大学	500	83	F	奈良先端科学技術大学院大学	300
41	G	岐阜大学	500	84	F	総合研究大学院大学	200
42	H	静岡大学	200	85	C	筑波技術大学	200
43	D	浜松医科大学	500	86	F	政策研究大学院大学	100

(注)各大学のHP等により、内閣府が作成したものである。

## 随意契約における少額基準の比較

【単位:万円】

区分	工事又は製造	財産の買入れ	物件の借入れ	財産の売払い	物件の貸付け	その他の契約	備考
国	250	160	80	50	30	100	
(国)北海道大学	1,000 (製造:500)	500	500	500	500	500	
(国)東北大学	500	500	500	500	500	500	
(国)東京大学	2,000 (製造:1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
(国)東京医科歯科大学	1,000 (製造:500)	500	500	500	500	500	
(国)東京学芸大学	500	500	500	500	500	500	
(国)東京工業大学	500	300	150	100	50	200	
(国)お茶の水女子大学	250 (製造:500)	500	500	500	500	500	
(国)一橋大学	500	300	160	200	200	300	
(国)名古屋大学	1,000 (製造:500)	500	500	500	500	500	
(国)京都大学	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
(国)大阪大学	1,000	1,000	1,000	500	500	1,000	
(国)九州大学	1,000 (製造:500)	500	500	500	500	500	
(国)政策研究大学院大学	250	160	80	50	30	100	
(独)国際協力機構	250	160	80	50	30	100	
(独)理化学研究所	250	160	80	50	30	100	
(独)国立病院機構	250	160	80	50	30	100	
(独)都市再生機構	250	160	80	50	30	100	

(注)施設管理業務や図書館運営業務の委託契約は「その他の契約」に含まれる。